

令和7年度大阪府和泉保健所 屋上防水シート工事について

(随意契約理由/比較見積もり省略理由/業者選定理由)

令和7年9月5日の大雨により、3階講堂ではバケツ半分ほどの多くの雨漏り、またその影響で令和7年9月9日には天井の一部崩落が起り、屋上防水を改善しない限り、雨漏り等継続することで所内会議だけでなく来所者にも影響を与え府民サービス低下にもつながる。

過去に屋上の一部の防水シート補修工事を行っており、その際に屋上全域を既に把握しているため、より早く適切に工事を行うことが出来ると想定される株式会社近江工業に依頼することにした。

なお、過去に当社が施行した屋上防水箇所が原因と思われる雨漏りは解消されていることを申し添える。

以下表のとおり、随意契約を行うとともに、比較見積もりを省略する。

随意契約を行う理由		
条項		理由
大阪府財務規則及びその運用 第62条関係 第1項 第4号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。この場合には、次の2つの要件を備えた場合が該当する。	ア 天災地変、感染症の流行その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、公告の期間等を短縮してもなお競争入札に付するいとまがないようなときであること。	令和7年9月5日の大雨により、雨漏り及び天井が崩落し、所内会議だけでなく来所者にも影響を与え府民サービスの低下をもたらしている。 現在台風シーズンにも入っており、更なる雨漏りや天井崩落の可能性も非常に高く、至急補修工事を行う必要があるため。
	イ 競争入札に付するときは、契約の目的を達することができないこと。	至急雨漏りの原因である屋上防水シートを補修することが契約の目的であり、入札に時間を要することで、更なる雨漏りや天井の腐敗に繋がり、契約目的が達成されないため。
比較見積もり省略の理由		
条項		理由
大阪府財務規則及びその運用 第62条関係 第1項 第10号 修理、修繕、その他の対応で、直ちに機能の回復又は危険物の除去等の対応を行わなければ安全性や業務に支障をきたすもの		令和7年9月5日の大雨により、雨漏り及び天井が崩落しており、天井崩落による安全性欠如や所内会議等に使用する講堂の雨漏り等業務に支障をきたしている 現在台風シーズンにも入っており、更なる雨漏りや天井崩落の可能性も非常に高く、至急補修工事を行う必要があるため。 なお、当所補修実績のある株式会社近江工業に見積りを依頼。 (事実発生後、至急対応を行い、見積りの作成、見積り内容の確認、契約についての調整等に時間を要し、現在に至る。)

(参考)

大阪府財務規則 第62条

第1項 契約担当者は、随意契約しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。

大阪府財務規則及びその運用 第62条

第1項 随意契約によることができる場合は、令第167条の2の規定により、次に掲げる場合に限られる。

第2項 契約担当者は、随意契約しようとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方を見積書を徴取し、予定価格の範囲内で価額が適正と認められるものについては比較見積りを省略することができる。